

建築士法第24條の6の規定により閲覧に供する書類
（第一面）

建築士事務所の概要

平成 年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	
登録	一級 二級 建築士事務所 木造 香川県知事登録第 号	
開設者	氏名又は名称 印	
管理建築士	一級 二級 建築士 木造 登録第 号	
登録の有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

